

平成23年3月23日	
FAX送信票	
送信先	各関係団体ご担当者様 送信先FAX番号 - -
件名	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 80%;"> <p>[事務連絡] 「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う 社会福祉施設等に於ける介護職員等の派遣及び 要援護者の受入等について</p> </div> <div style="width: 15%; text-align: center;"> <p>送信枚数 16枚 (送信票除)</p> </div> </div>
発信者	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課福祉サービス系 <u>原</u></p> <p>TEL 03 (5253) 1111 (内線3036) FAX 03 (3591) 8914 住所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2</p>
備考	<p>別添のとおり、 ご連絡いたしますので、 よろしくお願ひいたします。</p>

事務連絡

平成23年3月23日

各関係団体 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長補佐
厚生労働省老健局高齢者支援課長補佐

「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣及び要援護者の受入れについて

標記については、貴団体に対しても格別の御協力をお願いしているところですが、現時点の状況をとりとまとめ、昨日付けで各自治体に別添のとおり情報提供いたしましたので、御連絡いたします。

貴団体におかれましては、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣及び要援護者の受入れについて、被災県の会員施設に対する積極的な周知をお願いいたします。

なお、厚生労働省ホームページにおいても、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣及び要援護者の受入れに関する情報を掲載していることを申し添えます。

<参考：厚生労働省ホームページへの掲載内容（抜粋）>

【被災地の社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣について】

介護職員等が不足している社会福祉施設等に対して、厚生労働省と都道府県等が協力して、介護職員等を派遣する仕組みをつくりました。

- 都道府県や関係団体等を通じて、被災地の社会福祉施設等への一時的な派遣に応じていただける介護職員等の皆様を募集しています。
- 介護職員等の派遣を希望する被災地の社会福祉施設等におかれましては、まずは県に御相談下さい。

【被災地の要援護者の受入れについて】

被災地の社会福祉施設等において避難生活が必要となった要援護者が生じた場合、厚生労働省と都道府県等が協力して、他自治体の社会福祉施設等で要援護者を受け入れる仕組みをつくりました。

- 都道府県や関係団体等を通じて、避難生活が必要となった要援護者を受け入れていただける社会福祉施設等を募集しています。
- 他自治体での受入れを希望する要援護者がいらっしゃる被災地の社会福祉施設等におかれましては、まずは県に御相談下さい。

事務連絡
平成23年3月22日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長補佐
厚生労働省老健局高齢者支援課長補佐

「東北地方太平洋沖地震」の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣及び要援護者の受入れについて

標記について、各自治体からの御協力により、現時点の状況を別添のとおりとりまとめましたので、情報提供いたします。併せて、以下の点について、御承知おき下さいますようお願いいたします。

1. 介護職員等の派遣及び要援護者の受入れに係る調整の流れ

被災県（岩手県、宮城県、福島県）と被災県以外の自治体との調整については、当面の間、基本的には、被災県からの調整要望を厚生労働省において取りまとめた上で、厚生労働省から被災県以外の自治体に連絡・調整し、その後、被災県と被災県以外の自治体との間で調整していただくことを想定しています。

なお、被災県と被災県以外の自治体との間で、直接、連絡・調整を行う場合には、恐縮ですが、被災県以外の自治体から厚生労働省あてに適宜御報告いただきますよう、お願い申し上げます。

2. 避難所への介護職員等の派遣について

被災県において必要と判断される場合には、社会福祉施設等以外の避難所等に対する派遣についてもお願いすることとなりますので、御了承下さい。

なお、派遣に当たっては、派遣元の意向もあらかじめ確認することを申し添えます。

(参考資料)

- ・ 介護職員等派遣調査結果 (3月22日現在)
- ・ 要援護者受入調査結果 (3月22日現在)
- ・ 調整フロー図
- ・ 「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る Q & A (3月22日版)

○問い合わせ先**高齢者関係施設**.....老健局振興課人材研修係

永見係員: nagami-kazuki@mhlw.go.jp

(代 表) 03-5253-1111 (内線3936)

(ダイヤル) 03-3595-2889

(FAX) 03-3503-7894

障害児・者関係施設.....障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係

加藤係員: katou-kouichi@mhlw.go.jp

(代 表) 03-5253-1111 (内線3091)

(ダイヤル) 03-3595-2528

(FAX) 03-3591-8914

児童・母子・婦人関係施設.....雇用均等・児童家庭局総務課調整係

村本係長: muramoto-toshinari@mhlw.go.jp

岩瀬係員: iwase-toyoaki@mhlw.go.jp

(代 表) 03-5253-1111 (内線7824)

(ダイヤル) 03-3595-2491

(FAX) 03-3595-2668

生活保護関係施設.....社会・援護局保護課予算係

櫻井係員: sakurai-takuma@mhlw.go.jp

(代 表) 03-5253-1111 (内線2824)

(ダイヤル) 03-3595-2613

(FAX) 03-3592-5934

総括の事項.....社会・援護局福祉基盤課施設係

瀬口係長: seguchi-satoshi@mhlw.go.jp

高橋係長: takahashi-isao@mhlw.go.jp

甲斐係員: kai-yuka@mhlw.go.jp

(代 表) 03-5253-1111 (内線2845、2868)

(ダイヤル) 03-3595-2616

(FAX) 03-3591-9898

平成 23 年 3 月 22 日 (火) 14 時現在

介護職員等派遣調査の結果について (速報値)

	(派遣可能職員数)
○高齢者関係施設	4, 127人
(うちホームヘルパー)	340人
(うち施設等介護職員)	2, 908人
(うち看護職員)	313人
○障害児・者関係施設	1, 811人
(うちホームヘルパー)	128人
(うち生活支援員・介護職員)	1, 193人
(うち保育士)	60人
(うち職業指導員・就労支援員)	104人
(うち社会福祉士・精神保健福祉士)	122人
(うち看護職員)	69人
○児童・母子・婦人関係施設	1, 016人
(うち児童指導員)	196人
(うち児童自立支援専門員)	12人
(うち母子指導員)	5人
(うち児童生活支援員)	2人
(うち保育士)	689人
○その他	65人
合計	<u>7, 019人</u>

【別紙】

派遣調査総括表
(高齢者関係施設)

施設・事業所分類	ホームヘルパー	施設等介護職員	看護職員	左記以外の職員	(単位:人)	
					計	
介護老人福祉施設(特養)	7	1467	99	252		1,825
介護老人保健施設	5	312	66	65		448
介護療養型医療施設	0	78	27	16		123
養護老人ホーム	0	82	4	24		110
軽費老人ホーム	3	88	8	40		139
有料老人ホーム	4	121	20	21		166
適居高齢者専用賃貸住宅	2	7	3	1		13
認知症高齢者グループホーム	13	314	24	29		380
短期入所生活介護事業所	2	22	2	2		28
通所介護事業所	41	276	38	77		432
小規模多機能居宅介護事業所	16	85	8	8		117
訪問介護事業所	245	44	11	24		324
訪問入浴介護事業所	0	12	1	5		18
夜間対応型訪問介護事業所	2	0	2	0		4
合 計	340	2,908	313	566		4,127

※3月18日24:00時点:4079

【別紙】

3月22日14時現在

派遣調査総括表 (障害児・者関係施設)

87自治体分(未入力あり)

施設・事業所分類	ホームヘルパー	生活支援員 介援職員	保育士	職業指導員 就労支援員	社会福祉士 精神保健福祉士	看護職員	在記以外の職員	計
全国	103	24	0	1	4	2	6	140
まとめ	11	267	12	87	54	9	33	453
障害者支援施設	7	480	3	16	12	11	29	558
GH・CH	1	50	0	2	2	0	3	59
旧体系サービス(注3)	0	300	4	13	9	3	22	351
障害児施設(注4)	6	58	41	4	16	42	40	217
精神障害者社会復帰施設等(注5)	0	4	0	1	25	2	2	34
合計	128	1,193	60	104	122	69	135	1,811

(注1)「訪問系サービス」は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。

(注2)「日中活動系サービス」は、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(技能訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型をいう。

(注3)「旧体系サービス」は、旧身体障害者更生施設(通所を含む。)、旧身体障害者保護施設(通所を含む。)、旧身体障害者入所施設(通所を含む。)、旧知的障害者通所授産施設、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通所授産施設、旧知的障害者通所授産施設、旧知的障害者通所授産施設をいう。

(注4)「障害児施設」は、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害者通所授産施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児療養施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、重症心身障害者(者)通園事業をいう。

(注5)「精神障害者社会復帰施設等」は、精神障害者通所授産施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム(B型)、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、精神障害者福祉工場、身体障害者福祉工場、精神障害者小規模通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設をいう。

※ 当該自治体からは、被災した岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市の7県・市を除く。

派遣調査総括表

【別紙】

(児童・母子・婦人関係施設)

施設・事業所分類	児童指導員	職業指導員	児童自立支援専門員	母子指導員	児童生活支援員	保育士	左記以外の職員	計
全国								
乳児院	2	0	0	0	0	16	5	23
児童養護施設	167	0	0	0	0	34	32	227
情緒障害児短期治療施設	6	0	0	0	0	0	7	13
児童自立支援施設	1	0	12	0	2	0	0	15
母子生活支援施設	10	0	0	5	0	5	10	30
保育所	9	0	0	0	0	616	28	644
児童厚生施設	8	0	0	0	0	5	9	22
児童家庭支援センター	0	0	0	0	0	4	2	6
婦人保護施設	0	0	0	0	0	0	1	1
児童自立生活援助事業所 (自立援助ホーム)	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模住居型児童養育事業所 (ファミリーホーム)	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業実施施設 (放課後児童クラブ)	7	0	0	0	0	8	11	26
その他	1	0	0	0	0	1	7	9
合計	198	0	12	5	2	689	112	1,018

(単位:人)

【別紙】

派遣調査総括表
(生活保護関係)

(単位:人)

	施設・事業所分類	指導員	介護職員	看護職員	左記以外の職員	計
全国	救護施設	5	60	3	4	65
	更生施設	0	0	0	0	0
	合 計					

平成23年3月22日(火) 14時現在

要援護者の受け入れ調査の結果について(速報値)

	(受入施設数)	(受入可能人数)
○高齢者関係施設	8,292施設	31,294人
(うち特別養護老人ホーム)	2,840施設	10,991人)
(うち老人保健施設)	1,311施設	5,061人)
○障害者関係施設	2,798施設	8,756人
○児童・母子・婦人 関係施設	2,204施設	6,752人
○その他	133施設	734人
<u>合計</u>	<u>13,427施設</u>	<u>47,536人</u>

受入調査総括表 (高齢者関係施設) 平成23年3月22日現在速報値

施設分類	施設コード	定員	現員	現時点の緊急受入可能数(注1)		現在の避難者受入済数(注2)	
				施設数	人数	施設数	人数
全国	介護老人福祉施設(特養)	255,945	203,039	2,840	10,991	136	492
	介護老人保健施設	154,478	120,081	1,311	5,061	35	232
	介護療養型医療施設	28,994	26,205	388	1,448	4	10
	養護老人ホーム	36,153	28,153	430	2,537	13	102
	軽費老人ホーム	32,317	26,189	516	2,029	4	9
	有料老人ホーム	84,788	41,840	916	4,446	7	22
	適が高齢者専用賃貸住宅	6,431	3,854	111	760	0	0
	認知症高齢者グループホーム	44,651	40,180	1,554	3,365	12	23
	単独型老人短期入所施設	6,261	5,971	226	657	19	45
合計		650,018	495,112	8,292	31,294	230	935

(注1)「現時点の緊急受入可能数(人数)」とは、現在の避難者受入済とは別に、今後、受入が可能と考えられる人数。

(注2)「現在の避難者受入済数(人数)」とは、地震の発生に伴い受け入れた避難者の現在の人数。

3月22日14時現在
都道府県・指定都市・中核市
93自治体

受入調査総括表(障害福祉関係)

施設 種別	定員	現在	現在 の緊急受入可能数	人数		障害者	障害者以外	合計	人員	
				身体	知的					
障害者支援施設	10	41,779	39,792	653	2,603	894	1,475	60	76	34
グループホーム	11	5,945	4,798	393	795	27	336	278	7	27
ケアホーム	12	9,441	6,308	534	929	24	626	172	14	1
福祉ホーム	13	596	460	32	98	28	27	24	2	0
療養介護事業所	14	460	373	5	14	10	0	1	1	0
信泊型自立訓練事業所	15	526	376	23	54	4	10	32	0	0
短期入所事業所	16	2,284	775	197	491	137	290	22	14	13
身体障害者更生施設	17	1,637	1,234	24	713	100	9	1	0	0
身体障害者介護施設	18	4,651	4,475	90	249	231	0	0	1	0
身体障害者授産施設	19	1,754	1,469	41	228	216	11	0	0	0
知的障害児施設	20	5,866	4,987	111	421	5	404	2	13	0
盲ろう児施設	21	515	443	12	24	10	2	4	1	0
肢体不自由児施設 (指定医療機関を含む)	22	2,581	1,800	39	196	168	10	0	2	1
重症心身障害児施設 (指定医療機関を含む)	23	9,208	8,541	83	312	187	120	3	13	7
知的障害者更生施設(入所)	24	21,449	19,686	323	1,311	9	1,255	9	17	10
知的障害者授産施設(入所)	25	4,073	3,714	63	260	5	258	6	3	0
知的障害者通勤寮	26	1,816	1,584	47	141	0	125	0	2	0
精神障害者生活訓練施設	27	1,984	1,263	86	343	0	0	343	7	0
精神障害者福祉ホームB型	28	924	619	32	105	0	2	103	1	0
精神障害者入所授産施設	29	264	167	10	39	0	0	39	0	0
合計	-	117,744	102,994	2,798	8,756	2,055	4,980	1,100	174	93

全国

(注1)「現時点の緊急受入可能数(人数)」とは、現在の避難者受入済とは別に、今後、受入が可能と考えられる人数。
(注2)「現在の避難者受入済数(人数)」とは、地震の発生に伴い受け入れられた避難者の現在の人数。

受入調査総括表 (児童・母子・婦人施設)

施設分類	施設コード	定員	現員	現時点の緊急受入可能数(注1)		現在の避難者受入済数(注2)	
				施設数	人数	施設数	人数
乳児院	30	3,195	2,881	91	297	0	0
児童養護施設	31	28,162	25,437	435	2,493	0	0
情緒障害児短期治療施設	32	1,100	890	23	161	0	0
児童自立支援施設	33	2,104	1,521	40	295	0	0
母子生活支援施設	34	4,362	3,418	155	852	0	0
助産施設	35	1,389	452	100	316	3	7
婦人保護施設	36	1,070	445	33	287	0	0
小規模住居型児童養育事業所 (ファミリーホーム)	37	458	367	56	115	0	0
里親(児童1人受入)	38			640	640	0	0
里親(児童2人以上受入)	38			631	1,296	0	0
合計				2,204	6,752	3	7

(注1)「現時点の緊急受入可能数(人数)」とは、現在の避難者受入済とは別に、今後、受入が可能と考えられる人数。

(注2)「現在の避難者受入済数(人数)」とは、地震の発生に伴い受け入れた避難者の現在の人数。

受入調査総括表 (生活保護関係施設)

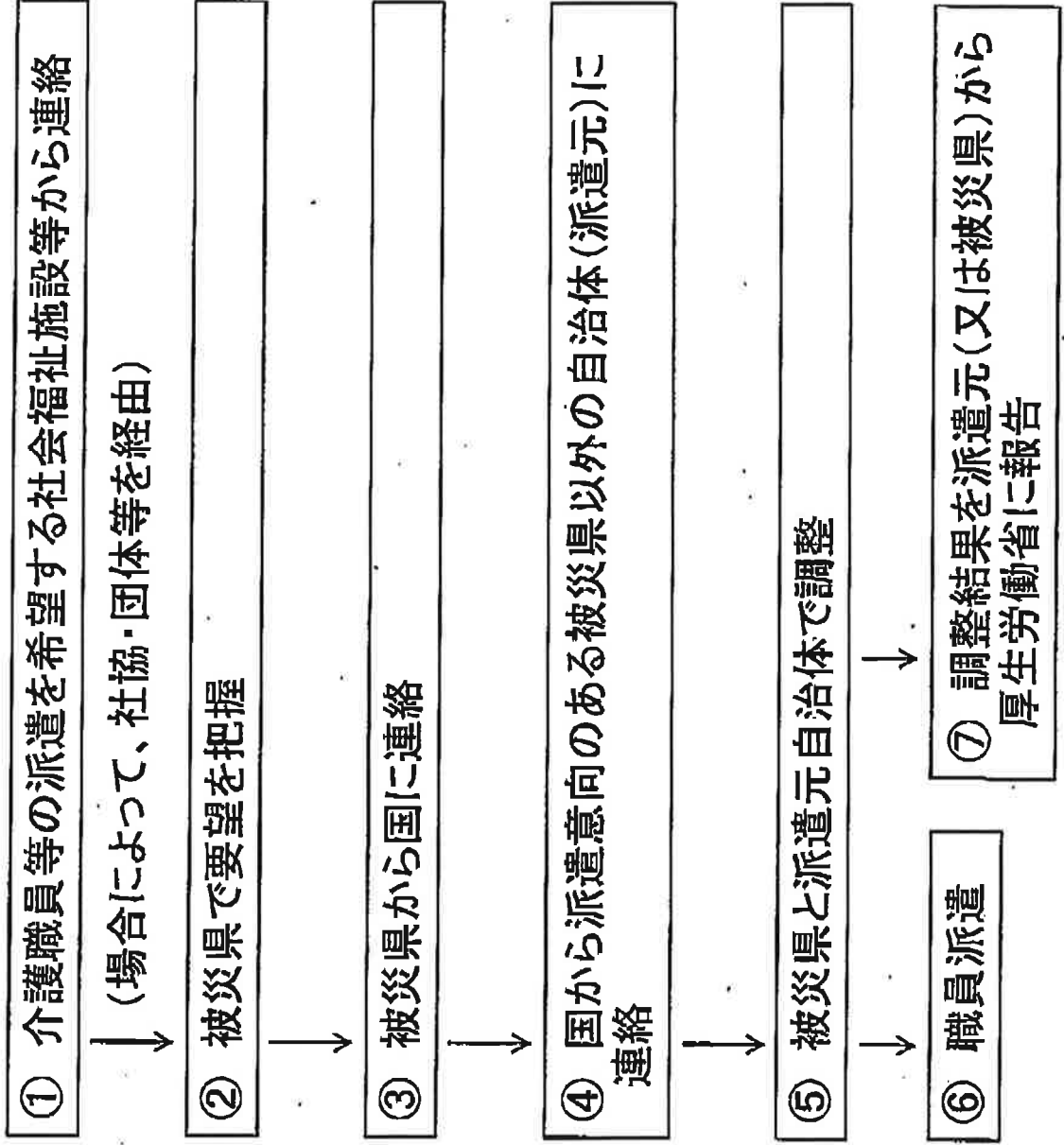
施設分類	施設コード	定員	現員	現時点の緊急受入可能数(注1)		現在の避難者受入済数(注2)	
				施設数	人数	施設数	人数
救護施設	39	13,525	13,551	129	694	9	0
更生施設	40	472	363	4	40	0	0
合計				133	734	9	0

(注1)「現時点の緊急受入可能数(人数)」とは、現在の避難者受入済とは別に、今後、受入が可能と考えられる人数。

(注2)「現在の避難者受入済数(人数)」とは、地震の発生に伴い受け入れた避難者の現在の人数。

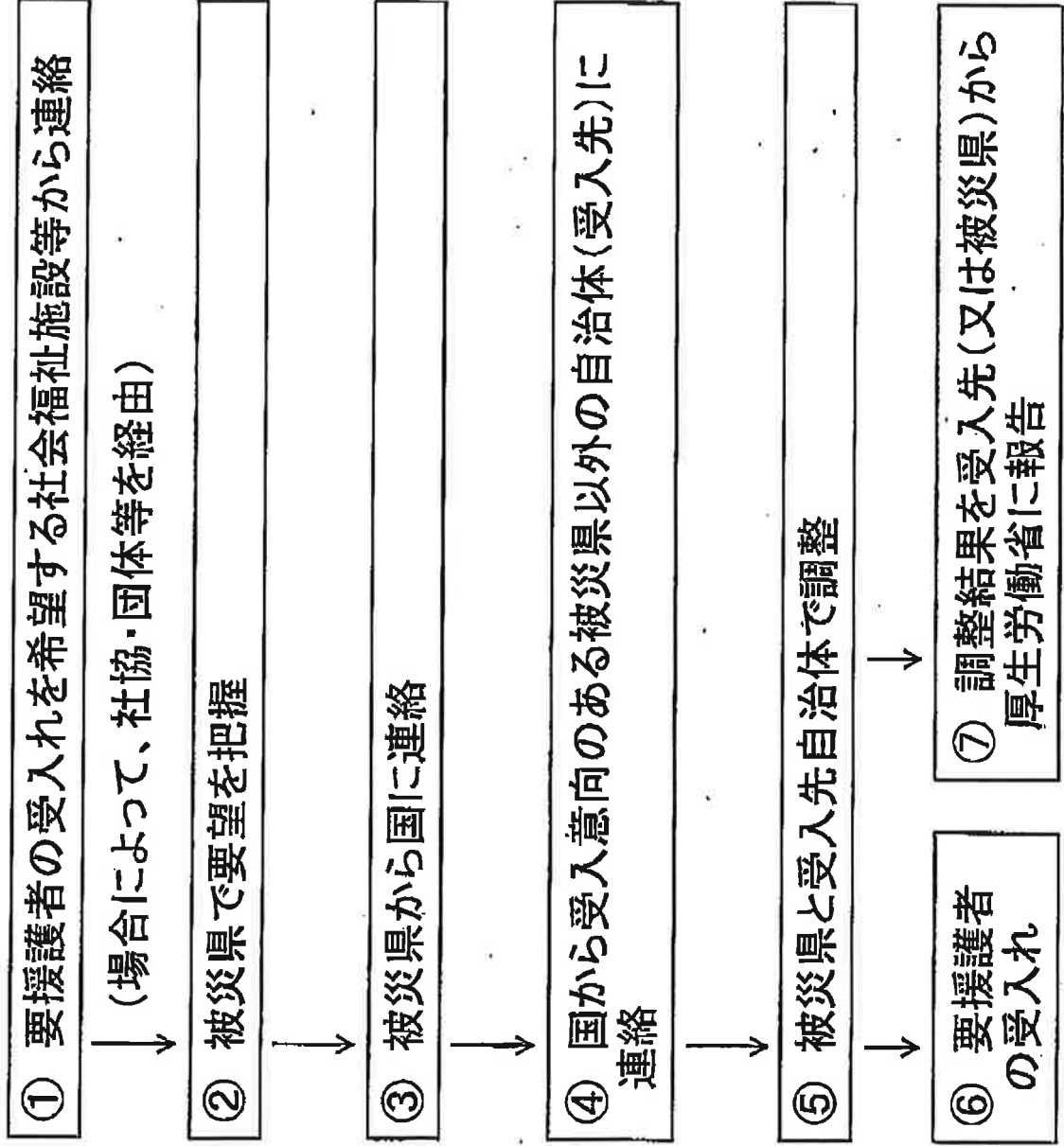
3/22現在

介護職員等の派遣に係る調整の流れ
 (想定されるフロー図)



要援護者の受入れに係る調整の流れ
 (想定されるフロー図)

3/22現在



FAX送付のため、
下線箇所が
朱書き!

「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係るQ&A
(* 当面の考え方であり今後変更がある可能性もあります。前回からの追加、変更点については朱書きしております。)

2011/3/22版

番号	区分	質問事項	対応方針・課題等
1	職員の処遇	派遣職員の人員(総務担当)や滞在費はどうか。 派遣職員の処遇(給付)はどうか。	派遣職員の処遇については、被災地において、被災者10人につき1人の介護職員等の配置に要する社会福祉施設等については、被災者10人につき1人の介護職員等の配置に要する施設が災害救助費から支払われることとなっております。 このため、派遣職員を受け入れた施設は、当該施設を活用して派遣職員に対する人材費及び滞在費を負担するものと、支給に当たっては、派遣職員の活動内容等を考慮するとともに、応援施設とも協議の上、決定するようお願いします。 なお、社会福祉施設等以外の災害救助費に対する派遣職員の処遇については、現在検討中です。
2	職員の処遇	派遣職員の交通費は、災害救助費の対象となるか。(被災自治体を通じて派遣職員の派遣を依頼するものであり、災害救助費の対象としていただきたい。)	- お見込みのとおりです。
3	職員の処遇	派遣職員の身分は職員か、またはボランティアか。	- 派遣職員は、職員受入施設の職員として派遣することになります。また、応援施設からの派遣の場合は、在籍出向の形となります。
4	職員の処遇	派遣される職員に労働保険の適用はあるのか。(現地に書くまでが運動被害になるか否か。)	派遣される職員が現施設に職員として採用される場合であれば、応援施設からの在籍出向の場合であれば、現地の業務上又は通勤による災害についてはもちろん、自宅又は応援施設から現施設への移動の際の事故についても、労災保険の対象となります。
5	職員の処遇	専門職種が異なる施設への派遣もあり得るのか。 (例)保育士が老人施設へ派遣されるなど。	- 可能な限りマッチングするよう調整したいと考えております。なお、マッチングに当たっては、応援施設・職員及び職員受入施設の意向を確認いたします。
6	職員の処遇	派遣職員について、1人当たりの派遣期間ほどの程度か。	- 派遣期間については、可能な範囲内でお願しいたいと考えております。
7	職員の処遇	支給に派遣先で働く勤務先はどのような施設なのか。また、どの自治体で派遣することになるのか。希望を聞いてくれるのか。	- 要領の派遣先としては、被災地ににおける社会福祉施設等を想定しております。また、マッチングに当たっては、応援施設・職員の意向を確認いたします。
8	派遣元施設	職員を派遣することによって、施設運営基準を下回ることもないか。その場合、報酬は減額対象となるのか。	- 利用者の処遇に著しい影響が生じない範囲であれば、派遣職員の派遣により、配属基準を一時的に下回ってもやむを得ないものと考えており、自治体におかれてもご配慮をお願いいたします。また、報酬については、減額対象とはなりません。
9	災害救助費	災害救助費の負担割合如何。また地方負担は被災地か、派遣元県か。	- 負担割合については、自治体の財政力及び被災地に要した額に応じて、国が5割〜9割を負担します。なお、地方負担分は被災地(災害救助費が適用された都道府県)となります。
10	災害救助費	災害救助費はいくら支払われるのか。	- 原則的に精算扱いになりますが、救助に要する費用が多くなる等の場合には国庫負担割合の一部割合について精算払いも可能です。
11	災害救助費	災害救助費の対象となる経費の種類、支払い等の基準を定めた要綱等はありますか。	- 「災害救助費の国庫負担について」をご参照ください。
12	その他	別添イメージ図によると、厚労省が全国団体を通じて各県団体に協力依頼をするようだが、団体名や依頼内容について情報があるのか。	- 厚労省が全国団体に依頼した文章は、自治体に対してでも参考送付いたします。その際、送付先団体についても情報提供いたします。
13	その他	べ切が過ぎた後も介護職員等の派遣に必要することはできるのか。	- お見込みのとおりです。その場合には、国庫負担率を下げたい。
14	その他	派遣費終了後のスケジュールについてはどうなるのか。 5月以降に派遣可能な職員の見合いについて追加募集はあるのか。	- 今後、被災地のニーズを受けて調整を行い、その後派遣をお願いすることになります。なお、被災地の事情によっては、直ちに派遣をお願いすることもありますので、留意ください。 - 今回の派遣は、当面の派遣可能な人数を把握するためのものです。今後、被災地からの要請があれば、5月以降の派遣可能な人数についても、追加募集したいと考えております。